

令和3年3月22日  
埼行発 第736号

関係者各位

埼玉県行政書士会  
会長 関口 隆夫

### 緊急事態宣言解除後の当面の会務運営について

3月21日、首都圏の1都3県に発出されていた緊急事態宣言が解除されました。しかし、新型コロナウイルスの感染者数は高止まりの傾向にあり、併せて変異株ウイルスの感染拡大も懸念されている状況です。この状況に鑑み、当会では、今後も会員・関係者・職員の健康確保と感染防止を第一に考え、又今後の各種会議（支部総会・本会総会等）を確実に開催するため以下の方針で会務運営を行います。皆様には引き続きご不便をおかけしますが、よろしくご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

#### 記

- 1、 各種会議・研修会については、リアル開催が必要とされるもの以外は、原則 WEB 会議方式とします。
- 2、 飲食を伴う会議は原則として当面行いません。活動が午前午後にわたる場合の昼食については密を避けた環境で取るよう配慮した上で行います。
- 3、 交代制による職員の在宅勤務を継続して実施します。事務局・職員への連絡はメールをご活用下さい。
- 4、 事務局来局の際にはマスク着用のうえ、検温・手指消毒をお願いします。
- 5、 発熱等体調不良の場合は来局をお控え下さい。
- 6、 用紙類等の購入は緊急の場合を除きお控え下さい。
- 7、 会員への情報発信は、事務局の時間外労働削減のため、紙ベースを極力削減し、適宜 HP にて行います。
- 8、 以上の他、状況に応じ必要な措置を取ることがありますのでご了承ください。

以上